

一般社団法人 富山県社会福祉士会

第15回 定時社員総会

# 議案資料集

日時 2023年5月27日(土) 14:00～

場所 サンシップとやま 研修室601

一般社団法人 富山県社会福祉士会

## 第15回 定時社員総会次第

- 1 開会の辞
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 審議事項  
第1号議案 2022年度事業報告  
第2号議案 2022年度決算報告および監査報告  
第3号議案 役員改選
- 6 その他
- 7 議長退任
- 8 閉会の辞

# 第1号議案 2022年度事業報告

## 1 法人運営 総務委員会

(1) 会員数 (2023年3月31日現在)  
475名

(2) 総会の開催

① 定時社員総会 (14回)

日時: 2022年5月28日(日) 14:00~14:42

会場: サンシップとやま研修室701

② 臨時社員総会

日時: 2023年3月23日(木) 19:30~20:00

会場: サンシップとやま研修室501

(3) 理事会の開催 計7回

① 開催日 2022年4月21日◎、7月7日、9月1日◎、10月13日◎  
12月1日◎、2023年2月9日◎、3月2日◎  
(※◎はオンライン開催日)

② 制定・改正された規程等

- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
ぱあとなあ名簿登録規程 令和4年9月1日一部改正 (参考資料1)
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
推薦ガイドライン 令和4年9月1日制定 (参考資料2)
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
業務監査委員会運営規程 令和4年12月1日一部改正 (参考資料3)
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
運営委員会の組織運営に関する規程 令和4年12月1日一部改正 (参考資料4)
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会苦情解決に関する規程  
令和4年12月1日一部改正 (参考資料5)
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」運営規程  
令和5年2月9日一部改正 (参考資料6)
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会理事会規則  
令和5年2月9日一部改正 (参考資料7)

(4) 国家試験対策

新型コロナウイルス感染症対策として、在宅受験を支援

2022年度社会福祉士全国统一模擬試験 (在宅受験)

申込期間 2022年7月30日~9月2日

受験者数 7名

(5) 会報「鯿おこし」の発行  
第107号～第109号 計3号発行

(6) 各種大会・研修会・会議などの出席(オンライン開催含む)

①【富山県社会福祉士会として出席した会議等】

月 日	各種大会・研修会・会議等	主催者等	出席者
2022年 4月27日	とやま福祉・介護職員合同入職式	富山県社会福祉協 議会	中山光明
5月18日	富山市成年後見推進協議会 第1回受任 者調整会議	富山市社会福祉協 議会	酒井誠
5月27日	富山県いじめ問題対策連絡会議	富山県	清水剛志
5月29日	高齢者・障害者虐待対応に関する事業説 明会 (zoom)	日本社会福祉士会	相山馨
6月18日	日本社会福祉士会通常総会	日本社会福祉士会	清水剛志
6月28日	評議員会 (定時評議員会)	富山県社会福祉協 議会	清水剛志
6月29日	後見制度運用等改善協議会	富山家庭裁判所	酒井誠 大久保雅巳
7月5日	呉西地区成年後見センター 成年後見推進委員会	高岡市社会福祉協 議会	永野美江
7月20日	富山市成年後見推進協議会 第2回受任 者調整会議	富山市社会福祉協 議会	酒井誠
7月20日	第1回 富山市成年後見推進協議会	富山市社会福祉協 議会	酒井誠
8月17日	社会福祉施設・団体正副会長連絡会議	富山県社会福祉協 議会	清水剛志
9月3日	都道府県社会福祉士会正副会長会議	日本社会福祉士会	清水剛志
9月21日	富山市成年後見推進協議会 第3回受任 者調整会議	富山市社会福祉協 議会	酒井誠
10月11日	後見制度運用等改善協議会	富山家庭裁判所	酒井誠 大久保雅巳
10月24日	高岡市いじめ問題対策連絡協議会	高岡市教育委員会	中山光明
10月29日	都道府県ばあとなあ連絡協議会 (オンライン)	日本社会福祉士会	酒井誠 永野美江 石坂留美
11月6日	がんばる介護職員表彰式	富山県社会福祉協 議会	中山光明
11月6日	介護の日フェスティバル	介護の日実行委員 会	中山光明
11月13日	ばあとなあ北陸ブロック三県会議 (オンライン)	富山県社会福祉士 会	酒井誠 岩崎久憲
11月15日	富山市成年後見推進協議会 第4回受任 者調整会議	富山市社会福祉協 議会	酒井誠

月 日	各種大会・研修会・会議等	主催者等	出席者
12月23日	富山市成年後見推進協議会 第1回後見人等支援会議	富山市社会福祉協議会	酒井誠
12月23日	富山市成年後見推進協議会 第5回受任者調整会議	富山市社会福祉協議会	酒井誠
12月27日	外部評価委員会	富山国際大学	清水剛志
2023年 1月11日	後見制度運用等改善協議会	富山家庭裁判所	酒井誠 大久保雅巳
1月24日	家事関係機関と家裁との協議会	富山家庭裁判所	酒井誠 岩崎久憲
2月13日	第2回 富山市成年後見推進協議会	富山市社会福祉協議会	酒井誠
2月13日	高岡市いじめ問題対策連絡協議会	高岡市教育委員会	中山光明
2月14日	事務局代表者会議	日本社会福祉士会	大坂千賀子 今井里佳子
2月14日	富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会	富山県	酒井誠
2月19日	日本社会福祉士会 SSW 担当者的会議	日本社会福祉士会	中山光明
2月20日	呉西地区成年後見センター 成年後見推進委員会	高岡市社会福祉協議会	永野美江
3月12日	都道府県社会福祉士災害担当者的会議 (オンライン)	日本社会福祉士会	岡本達也
3月15日	富山市成年後見推進協議会 受任者調整 会議	富山市社会福祉協議会	酒井誠
3月18日	臨時總會 (オンライン)	日本社会福祉士会	清水剛志
3月20日	呉西地区成年後見センター適正運営委員会	高岡市社会福祉協議会	長守信子
3月23日	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	清水剛志
3月27日	富山県福祉人材確保対策会議	富山県社会福祉協議会	清水剛志
3月28日	評議委員会	富山県社会福祉協議会	清水剛志

## ②【推薦研修として参加】

月 日	事業内容	主催者	出席者
2022年 11月7日	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修 権利擁護支援担当アドバイザー対象	厚生労働省(運営:一般財団法人 長寿社会開発センター)	酒井誠
12月16日	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修 権利擁護支援担当アドバイザー対象	厚生労働省(運営:一般財団法人 長寿社会開発センター)	酒井誠

- ③その他富山県社会福祉士会として出席した会議・委員会等  
 射水市障害者虐待防止ネットワーク会議  
 射水市障害者差別解消支援地域協議会  
 富山県障害者介護給付費等不服審査会  
 社会福祉法人富山県社会福祉協議会評議員  
 一般社団法人富山県介護支援専門員協会理事

(7) 役員体制

①役員体制 (任期 2021 年度～2022 年度)

役職名	氏名	所属
会長 (代表理事)	清水 剛志	しみず社会福祉士事務所
副会長 (理事)	中山 光明	医療法人社団桑山会 長寿苑
副会長 (理事)	酒井 誠	一般社団法人ゆい社会福祉士共同事務所
理事	相山 馨	富山国際大学
理事	岩崎 久憲	まるまる居宅介護支援事業所
理事	岡本 達也	富山県
理事	浦本 容子	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
理事	北滝 めぐみ	社会福祉法人恵風会 あざみ園
理事	後平 智孝	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
理事	齋藤 薫	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター
理事	永野 美江	一般社団法人ときわ社会福祉士共同事務所
理事	野村 幸伸	社会福祉法人戸出福祉会 だいが苑
理事	萩原 美紀子	かみいち総合病院
監事	岡本 久子	社会福祉法人くるみ
監事	寺岡 栄一	社会福祉法人射水福祉会

②事務局体制

場 所：富山福祉短期大学内 (富山県射水市三ヶ 579)  
 対応時間：10：00～15：00 (月、火、木、金曜日)  
 職員体制：事務局員 2 名

(8) その他

①公益社団法人日本社会福祉士会 理事 岡本達也  
 (任期 2021 年通常総会から 2023 年通常総会まで)

②富山県社会福祉士会オンライン新年会  
 2023 年 1 月 20 日 (金) 18：30～20：30

## 2 生涯研修委員会

### (1) 基礎研修の開催

公益社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度における『基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）』を開催した。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、座学の講義部分は日本社会福祉士会のe-ラーニング講座を採用した。集合研修で行う演習部分については、基礎研修Ⅰは会場参加型で、基礎研修Ⅱ、Ⅲはzoomを使用しオンラインで開催した。オンライン開催に際して事前にzoom説明会・交流会を開催した。基礎研修Ⅲについては北陸三県で共催しており、各県は、担当科目の運営と修了評価、自県受講者の事務管理や連絡調整を行っている。

#### ① 基礎研修Ⅰ 申込者数 15名 修了者数 13名

科目	開催日	会場	受講者数	講師
社会福祉士会独自研修 ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	10月8日	富山市総合社会 福祉センター	14名	清水剛志氏 北滝めぐみ氏
権利擁護・法学系科目Ⅰ	12月10日	サンシップ とやま	13名	北滝めぐみ氏

#### ② 基礎研修Ⅱ 申込者数 18名（表の受講者数は再履修者や他県振替受講者があり一致しない） 修了者数 17名

科目	開催日	会場	受講者数	講師
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	5月21日	オンライン	16名	相山馨氏
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	6月18日	オンライン	16名	相山馨氏
地域開発・政策系科目Ⅰ	7月9日	オンライン	18名	後平智孝氏
地域開発・政策系科目Ⅰ	8月20日	オンライン	16名	後平智孝氏
人材育成系科目Ⅰ	10月15日	オンライン	17名	萩原美紀子氏
権利擁護・法学系科目Ⅰ	11月19日	オンライン	18名	柴田稔氏
権利擁護・法学系科目Ⅰ	12月17日	オンライン	16名	柴田稔氏
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	1月14日	オンライン	14名	坪内和美氏
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	2月18日	オンライン	16名	山下千浪氏

#### ③ 基礎研修Ⅲ 申込者数 21名（表の受講者数は富山県、石川県、福井県受講者の総数） 修了者数 20名

科目	開催日	運営担当県	受講者数	講師
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	5月21日	福井県		
実践評価・実践研究系科目Ⅰ ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	6月25日	福井県		
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	7月23日	福井県		
権利擁護・法学系科目Ⅰ	8月21日	富山県	62名	酒井誠氏
地域開発・政策系科目Ⅰ	9月17日	石川県		
サービス管理・経営系科目Ⅰ	10月15日	石川県		
サービス管理・経営系科目Ⅰ	11月19日	石川県		
人材育成系科目Ⅰ	12月18日	富山県	65名	相山馨氏

科目	開催日	運営担当県	受講者数	講師
地域開発・政策系科目 I	2月18日	石川県		

④基礎研修 Zoom 説明会・交流会

対象者	開催日	開催方法	参加人数
基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲ	5月12日	オンライン	15名

(2) 生涯研修委員会の開催

基礎研修の円滑な運営を図るため、生涯研修委員会を開催した。

回数	開催日時	会場	参加人数
第1回	2023年1月14日 15:30~17:00	サンシップとやま	5名

(3) 北陸三県生涯研修担当者会議への参加

回数	開催日時	開催方法	参加人数
第1回	11月20日 13:30~15:10	オンライン会議	4名

(4) 全国生涯研修委員会会議への参加（主催：日本社会福祉士会）

回数	開催日	開催方法	参加人数
第1回	5月15日	オンライン会議	2名
第2回	9月24日、9月25日	オンライン会議	1名

(5) 基礎研修講師養成研修への会員の派遣

研修名	開催日	開催方法	参加人数
2022年度基礎研修講師養成研修 (主催：日本社会福祉士会)	2023年 2月11日、12日	オンライン研修	5名

### 3 権利擁護委員会

権利擁護センターぱあとなあ富山は、登録者57名のうち41名が受任し、全体の受任件数は238件となった(2023年1月末現在)。2022年度は、候補者の推薦依頼数70件に対して41件の推薦を行った(辞退件数29件)。候補者のなり手不足が深刻化している。第二期成年後見制度利用促進基本計画の動向を踏まえ、昨年引き続き、専門職団体として家庭裁判所の協議会や中核機関の各種委員会へ出席し、地域における権利擁護体制の構築に向けて話し合った。新型コロナウイルス感染対策としてオンラインを活用し、研修等を実施した。



## (1) ぱあとなあ富山 ※再掲あり

## ①【定例会・交流会・意見交換会】※オンライン開催含む

事業内容	開催日	会場	参加人数
県東部定例会	4月27日、5月25日、 6月22日、7月27日、 8月20日、9月17日、 10月27日、11月24日、 12月22日、 2023年 2月24日、3月18日 計11回	富山市総合 社会福祉セ ンター	4～10名
県西部定例会	4月16日、5月21日、 6月18日、7月16日、 8月20日、9月17日、 10月15日、11月19日、 12月17日、 2023年 1月21日、2月18日、 3月18日 計12回	高岡市社会 福祉協議会	4～10名
名簿登録者交流会	コロナ感染拡大のため中止		
ぱあとなあ北陸ブロック 三県会議	11月13日	オンライン 会議	富山から 2名
後見実務運用改善等協議会 家事関係機関との連絡協議会	6月29日、10月11日、 2023年 1月11日、1月24日 計4回	富山家庭裁 判所	ぱあとな あ富山 から2名

## ②【研修会・研究会】

事業内容	開催日	会場	参加人数
成年後見活用実務セミナー ※赤い羽根共同募金助成事業	2023年1月31日	オンライン研修	92名
成年後見制度事例研究会 ※各団体持ち回りで実施 <他団体> 富山県社会福祉協議会、リーガ ルサポート富山県支部、とやま 成年後見人協会、富山県社会保 険労務士会、税理士会等	※コロナ感染拡大に より中止		
人材育成研修（委託集合研修） ※石川県・福井県・富山県共催 （主管団体は富山県）	9月18日、 10月16日、 11月13日、 12月11日 計4回	オンライン研修	33名修 了（うち 富山県7 名）
名簿登録研修	2023年1月29日	サンシップとやま	6名
フォローアップ研修	2023年3月18日	オンライン研修	19名

### ③【相談員（助言者）派遣】

事業内容	開催日	会場	件数
ばあとなあ専用携帯による一般電話相談	随時		相談 30 件程
射水市主催 「成年後見制度相談会」 各回 1 名派遣	6 月 22 日、9 月 28 日、 12 月 28 日、 2023 年 3 月 22 日 計 4 回	射水市役所	各回 0～ 2 件程度
氷見市手をつなぐ育成会主催 「成年後見相談会」 各回 2 名派遣	9 月 13 日、 2023 年 2 月 14 日 計 2 回	氷見市役所	1 件
会議等のアドバイザー（助言者） 1 名派遣	2023 年 3 月 22 日	八尾南地域包括支援センター	1 件
介護の日フェスティバル 2 名派遣	11 月 6 日	ファボーレ	2 件
リーガルサポート富山県支部主催 「成年後見無料相談会」	9 月 18 日、 9 月 19 日 計 2 回	富山県民会館	3 件

### ④【講師派遣】

事業内容	開催日および依頼先	参加人数
「高齢者障がい者の権利擁護のための出前講座」 （成年後見制度・日常生活自立支援事業活用啓発事業：富山県社会福祉協議会共催事業） 各回 1 名派遣 ※赤い羽根共同募金助成事業	8 月 31 日 愛宕・安野屋地域包括支援センター 10 月 4 日 特別養護老人ホームほのぼの苑 10 月 28 日 マーシ園 11 月 11 日 大山地域包括支援センター 11 月 22 日 小杉南地域包括支援センター 12 月 13 日 入善町地域包括支援センター 12 月 21 日 黒部市地域包括支援センター 2023 年 2 月 24 日 上市町社協福祉協議会 3 月 2 日 砺波市地域包括支援センター	各回 6～30 名
ばあとなあ富山による出前講座	6 月 3 日 滑川市老人クラブ 6 月 25 日 大庄地区社会福祉協議会 8 月 17 日 立山町民生委員児童委員協議会 9 月 21 日 黒部市地域包括支援センター 11 月 24 日 豊田地域包括支援センター 2023 年 3 月 9 日 舟橋村社会福祉協議会	10 ～ 40 名
呉西地区成年後見センター 市民後見人養成講座 実務研修 計 4 名の講師を派遣	8 月 29 日、9 月 1 日、9 月 5 日、9 月 8 日、 9 月 12 日、9 月 15 日 計 6 回	13 名程
魚津市市民後見人養成講座 計 5 名の講師を派遣	12 月 12 日、12 月 15 日、12 月 19 日 計 3 回	10 名程

### ⑤【活動審査・業務監査・受任者支援】

事業内容	開催日	会場	参加人数
活動報告書審査（一次審査）	5 月 7 日、7 月 7 日	ゆい社会福祉士共同事務所	3 名
業務監査委員会（二次審査） ※詳細は 8 業務監査委員会を参照	2023 年 3 月 24 日	オンライン会議	7 名

⑥【ばあとなあ富山運営】

事業内容	開催日	会場	参加人数
後見部会	7月7日、10月6日	オンライン会議	4～6名
ばあとなあ富山運営委員会	理事会に併せて開催		

⑦【都道府県ばあとなあ連絡協議会等への出席】 ※再掲あり

事業内容	開催日	会場	参加者
都道府県ばあとなあ連絡協議会	10月29日	オンライン会議	酒井誠 永野美江 石坂留美

2023年2月報告 活動状況

2023年2月報告 (新規・更新者)	現在の活動の有無 (2023年1月31日現在)	受任者 (内訳)	20件以上	0名(前回1)
登録者	受任者	15～19件以上	2名(前回0)	
57	41	10～14件以上	9名(前回10)	
(前回55名)	(前回43名)	5～9件	8名(前回8)	
		2～4件	13名(前回14)	
		1件	9名(前回10)	
			計41名	

累計件数 (単位:件)											
法定後見			後見監督人・ 任意後見監督人			任意後見人			合計		
これまでの受任数①	終了・ 辞任数②	現在の活動数 ③=①-②	これまでの受任数①	終了・ 辞任数②	現在の活動数 ③=①-②	これまでの受任数①	終了・ 辞任数②	現在の活動数 ③=①-②	これまでの受任数合計	終了・ 辞任数合計	現在の活動数合計
440	205	235	6	4	2	5	4	1	451	213	238
(前回) 384	144	240	5	3	2	3	2	1	394	151	243

現在の受任件数 内訳 (単位:件)											
法定後見			監督人				任意後見				合計
後見	保佐	補助	後見監督	保佐監督	補助監督	任意後見監督	任意後見契約のみ	任意後見+任意代理	任意後見人と活動中	任意代理のみ締結	
174	48	13	0	1	1	0	0	1	0	0	238
(前回) 176	48	16	0	2	1	0	0	1	0	0	243

(2) 虐待対応部会

高齢者・障がい者虐待対応専門相談事業（専門職チームの派遣）

事業内容	開催日および依頼先	派遣人数
高齢者・障がい者に関する虐待事例検討会や研修会等に専門職(弁護士及び社会福祉士)を派遣した	9月27日 南砺市	各回 1～7名
	8月22日 富山県	
	8月30日 富山県	
	9月5日 富山県	
	10月3日 富山県	
	10月17日 富山県	
	10月31日 富山県	
	2023年1月16日 富山県	

4 子ども家庭支援委員会

(1) スクールソーシャルワーカー活動支援

スクールソーシャルワーカー活用事業において富山県教育委員会、富山市教育委員会に現任スクールソーシャルワーカーの活動支援や新任スクールソーシャルワーカーの紹介を行った。また、富山県及び富山市のいじめ問題対応に関する委員として派遣を行うとともに、社会福祉士のスクールソーシャルワーカーとしての活動を支援し、事例検討及び研修会を行った。

①事例研究検討会・研修会

事業内容	開催日	会場	参加人数
事例研究検討	7月29日、 2023年2月13日 計2回	高岡市役所	7～8名
スクールソーシャルワーカー実践養成研修 ※赤い羽根共同募金助成事業	2023年 2月12日	サンシップ とやま	32名
社会的養育に関する意見交換会	9月23日、 2023年1月28日 計2回	サンシップ とやま	8～12名

5 ソーシャルワーク委員会

社会福祉士は地域共生社会の実現における中心的な役割を担う専門職として位置づけられていることから、多様で複雑な対象者のニーズに対応する専門性を高めるとともに、効果的なソーシャルワーク実践を展開できる知識や技術を身につけるためのソーシャルワーク研修会を開催した。

また、本会とソーシャルワークを共通基盤として活動している富山県医療ソーシャルワーカー協会、富山県精神保健福祉協会とともに「ソーシャルワーク三団体合同研修」を開催し、ソーシャルワーカーとしての連携を図り、県内におけるソーシャルワーク専門職のネットワークの構築に努めた。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、いずれもオンライン形式で実施した。

(1) ソーシャルワーク研修会

事業内容	開催日	参加人数
第1回「相談援助職の記録の書き方 ～伝わる記録のポイント～」 講師 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター 特任准教授、アアライ株式会社代表取締役 八木亜紀子 先生	8月27日	29名
第2回「実践に活かすソーシャルワーク技術 －利用者が主役になれる支援－」 講師 寺本社会福祉士事務所代表 寺本紀子 先生 前金沢大学人間社会学域非常勤講師 馬渡徳子 先生	9月11日	23名
第3回「地域福祉と包括的支援体制 ～今後、社会福祉士に求められる役割とは何か～」 講師 日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 教授 平野隆之 先生	10月2日	27名

(2) ソーシャルワーク三団体関連

2022年富山県ソーシャルワーク三団体合同研修会・ソーシャルワーカーデイ  
(主管団体：富山県医療ソーシャルワーカー協会)

開催日 2022年11月19日(土)

テーマ 「地域共生社会の構築について」

～地域の実情に応じ地域共生社会の実現を推進する～

参加者 5名

## 6 災害対策委員会

(1) 災害ソーシャルワーク研修会の開催

開催日時 2023年2月19日(日) 13:30～16:15

テーマ 『ソーシャルワーカーによる災害支援とは』

講師 公益社団法人東京社会福祉士会 理事 大塚 克久 氏

- ・災害支援における社会福祉士の価値や原則、果たすべき役割
- ・多職種連携の支援ネットワークの構築のあり方 など

実践報告① 『支援を受け入れた立場から社会福祉士による支援活動を考える』

講師 公益社団法人長野県社会福祉士会

災害福祉支援委員会 委員長 山崎 博之 氏

実践報告② 『日本社会福祉士会の依頼に基づく災害支援 活動の実際について』

講師 一般社団法人富山県社会福祉士会 会員 雛形 拓郎 氏

参加者 約30名

(2) 富山県および日本社会福祉士会、富山県社会福祉協議会などとの連携

富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に清水会長が出席し、(公社)日本社会福祉士会 都道府県社会福祉士会災害担当者会議に岡本理事が出席し、連携をはかった。

## 7 刑事司法福祉委員会

触法者更生の支援を図るため、弁護士会や他団体と連携し、生活困窮や再雇用などについて支援体制を整備することを目的とし介護殺人や触法者の社会を取り巻く環境や他者との関係性を調査研究した。

事業内容	開催日
“介護殺人”について委員会勉強会	6月23日、8月25日、 10月20日、11月18日 計4回

## 8 業務監査委員会

ばあとなあ富山名簿登録者が提出した活動報告書の二次審査として実施した。主に受任者支援のあり方について検討した。

開催日 2023年3月24日(金)

開催方法 オンライン会議

出席者 外部委員3名(※) 含め7名

※有澤和毅委員(弁護士)、宮部真弥子委員(精神保健福祉士)、  
水原延幸委員(司法書士)

第2号議案 2022年度決算報告および監査報告

1 2022年度決算報告

第15期

決 算 報 告 書

自：令和4年4月1日  
至：令和5年3月31日

〒939-0341  
富山県射水市三ヶ579  
富山福祉短期大学内

一般社団法人 富山県社会福祉士会  
(法人番号:7230005007696)

# 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
4141 正会員受取会費	4,899,500	4,613,000	286,500
事業収益			
4151 事業収益		406,600	-406,600
4115 生涯研修事業収入	979,000		979,000
4116 研修受講料収入	1,840,000		1,840,000
4117 国家試験対策事業収入	28,000		28,000
4119 ぱあとなあ事業収入	924,650		924,650
4152 事業活動・助成金・その他		1,937,220	-1,937,220
4114 赤い羽根共同募金助成金	354,616	226,638	127,978
雑収益			
4191 受取利息	113	94	19
経常収益計	9,025,879	7,183,552	1,842,327
(2) 経常費用			
事業費			
5111 会議費	11,658	188,775	-177,117
5113 研修費	21,000	20,500	500
5114 ホームページ運営費		36,850	-36,850
5115 謝金	1,511,350	1,229,736	281,614
5116 旅費交通費	234,304	107,509	126,795
5118 通信運搬費	104,685	5,818	98,867
5119 消耗品費	182,917	489,630	-306,713
5121 印刷製本費	157,541	32,445	125,096
5124 賃借料	298,623	8,690	289,933
5128 支払負担金	213,000	33,843	179,157
5133 雑費	53,000	495	52,505
5136 手数料	22,770		22,770
管理費			
5142 給料手当	1,789,306	1,007,366	781,940
5144 法定福利費	1,294		1,294
5145 会議費		86,475	-86,475
5146 旅費交通費	5,920	108,899	-102,979
5147 通信運搬費	1,061,165	1,003,084	58,081
5150 消耗品費	30,572	86,030	-55,458
5152 印刷製本費	542,175	337,723	204,452
5155 賃借料	592,630	207,000	385,630
5157 保険料	4,300	4,300	
5158 租税公課		11,500	-11,500
5161 支払手数料	154,585	662,395	-507,810
5162 雑費	65,000	15,000	50,000
5165 業務委託費	140,000		140,000
経常費用計	7,197,795	5,684,063	1,513,732
当期経常増減額	1,828,084	1,499,489	328,595
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	1,828,084	1,499,489	328,595



# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
当期一般正味財産増減額	1,828,084	1,499,489	328,595
一般正味財産期首残高	9,037,923	7,538,434	1,499,489
一般正味財産期末残高	10,866,007	9,037,923	1,828,084
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	10,866,007	9,037,923	1,828,084

# 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
0002現金預金	11,872,373	2112未払金	764,982
1113普通預金	11,872,373	2123未返還金	295,384
1124前払金	54,000	2115預り金	0
流動資産 合計	11,926,373	流動負債合計	1,060,366
【固定資産】		正味財産の部	
(1)基本財産		【正味財産】	
(2)特定財産		一般正味財産	10,866,007
(3)その他固定資産		正味財産の部合計	10,866,007
資産の部合計	11,926,373	負債及び正味財産合計	11,926,373

# 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>流動資産</b> 預貯金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金 北陸銀行本店 9,422,280</li> <li>・ゆうちょ銀行 (会費) 2,367,411</li> <li>・ゆうちょ銀行 (統一模擬試験) 82,682</li> </ul> 前払金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山福祉短期大学 (事務局員2名駐車場代) 54,000</li> </ul>	11,926,373	<b>流動負債</b> 未払金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県総合福祉会館ほか (令和4年度事業費等) 764,982</li> </ul> 未返還金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(福)富山県共同募金 会 (令和4年度事業助成金返還金) 295,384</li> </ul>	1,060,366
		<b>負債合計</b>	1,060,366
<b>資産合計</b>	11,926,373	<b>差引正味財産</b>	10,866,007


## 2 監査報告

### 監査報告書

令和5年5月18日

一般社団法人富山県社会福祉士会  
会長 清水 剛志 様

監事 寺岡 崇一 

監事 岡本 久子 

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度における会計及び業務の監査を行いました。

その結果について、次の通り報告いたします。

1. 会計監査について、会計帳簿並びに関係書類を閲覧・照合した結果、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当会の収支状況及び財産状態を正しく表示していると認めます。
2. 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類を閲覧した結果、事業報告書は当会の事業の執行状況を正しく表示していると認めます。

以上

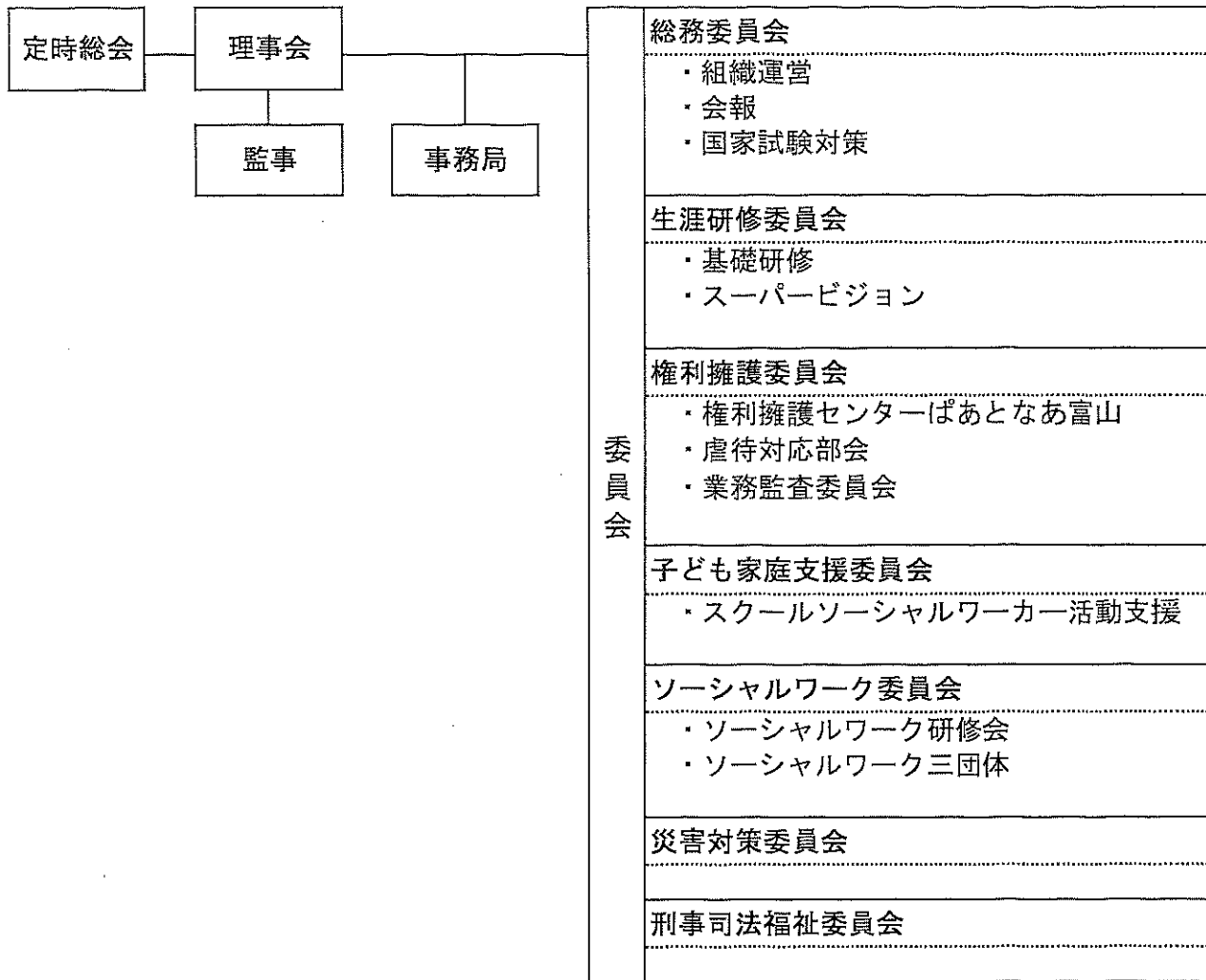
### 第3号議案 役員改選

2023年度の役員を「一般社団法人富山県社会福祉士会役員（案）」のとおり定めたので議決を求めます。

一般社団法人富山県社会福祉士会 役員(案) (任期:2023年～2024年度まで)

No.	役職名	氏名	所属
1	理事	相山 馨	富山国際大学
2	理事	岩崎 久憲	まるまる居宅介護支援事業所
3	理事	浦本 容子	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
4	理事	岡本 達也	富山県
5	理事	片岡 慎也	ふちゅうケアマネジャー事務所
6	理事	後平 智孝	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
7	理事	酒井 誠	一般社団法人ゆい社会福祉士共同事務所
8	理事	清水 剛志	しみず社会福祉士事務所
9	理事	永野 美江	一般社団法人ときわ社会福祉士共同事務所
10	理事	中山 光明	医療法人社団桑山会 長寿苑
11	理事	野村 幸伸	社会福祉法人戸出福社会 だいが苑
12	理事	萩原美紀子	かみいち総合病院
13	理事	原田 恭輔	社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷

一般社団法人 富山県社会福祉士会 運営組織図



(参考資料 1)

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
ぱあとなあ名簿登録規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）権利擁護センターぱあとなあ富山（以下「ぱあとなあ富山」という。）運営規程に基づき、本会会員の適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ぱあとなあ富山運営規程第6条第1項第4号から第6号までの事業の実施について必要な事項を定める。

(名簿登録)

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その者の申請に基づき、審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 本会の会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- (2) 本会の会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- (3) 本会の会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者
- (4) 本会の会員で、名簿登録研修の修了者

2 本会は、前項に規定する名簿登録に必要な研修として、「成年後見人基本実務研修」等を実施することができる。

(名簿登録事項)

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の項目をもって行う。

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所
- (2) 申請者の会員番号、成年後見人等候補者養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の事項を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得るものとする。

(抹消)

第4条 本会は、後見等受任中であるときを除き、ぱあとなあ名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）から抹消の申請があった場合は、登録を抹消するものとする。

2 抹消申請者が、次条第1項第3号又は第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づき登録名簿から削除することができる。

(削除)

第5条 本会は、名簿登録者が次の各号のいずれかに該当した時は、ぱあとなあ名簿から削除するものとする。

- (1) 本会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 第12条に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。
- (3) 本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 民法第846条の解任及び民法第847条の欠格事由に相当するとき。

2 本会は、前項の規定によりぱあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録の申請があったときは、審

査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

(ばあとなあ名簿の登録有効期間及び名簿登録更新)

- 第7条 ばあとなあ名簿登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその年度の3月31日までとする。
- 2 ばあとなあ名簿登録者の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。
- 3 本会は、ばあとなあ名簿登録の更新にあたっては、更新研修の受講を義務づけることができる。

(審査)

- 第8条 本会は、名簿登録申請、更新申請又は再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。
- 2 審査は、原則として各年度の4月に行い、登録日はその年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に定める。
- 3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。
- (1) 本会会費及び第12条に定めるばあとなあ名簿登録料等の納入状況
  - (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況
  - (3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況
  - (4) 過去の名簿登録の削除の有無及びその事情
- 4 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。
- 5 審査により、名簿登録又は更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。
- 6 登録又は更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

- 第9条 本会は、名簿登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者に対して年1回の活動報告(以下「定期報告」という。)を提出させるものとする。定期報告は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。
- 2 本会は、次の各号に該当するときは、前項の提出期間に関わらず活動報告書の提出を求めることができる。この場合は、あらかじめ名簿登録者に告知するものとする。
- (1) 定期報告以外の報告書の提出が必要と認めたとき
  - (2) 後見活動を開始したとき(任意後見監督人が選任されたときを含む。)
  - (3) 後見活動を終了したとき。ただし、引継ぎ事務が完了していない場合は、引継ぎ事務が完了したとき。
  - (4) 任意後見契約を締結しようとするとき(任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。)
  - (5) 任意後見契約を締結したとき。
- 3 本会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面談(グループ面談を含む。)による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者の活動状況の把握に努めるものとする。
- 4 本会は、第1項の活動報告について必要な事項を日本社会福祉士会に報告するものとする。

(名簿登録者の義務)

- 第10条 名簿登録者は、名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯か



つ誠実に後見活動に従事しなければならない。

2 名簿登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第9条に定める活動報告を行うこと。
- (2) ぱあとなあ保険に加入すること。
- (3) 本会が行う継続研修等を受講し、研鑽に努めること。
- (4) ぱあとなあ名簿登録内容を、日本社会福祉士会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人若しくは団体に提供することを承認すること。
- (5) 本会の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力すること。

(名簿登録者に対する支援)

第11条 本会は、名簿登録者が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第9条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

(名簿登録料等)

第12条 名簿登録者は、下記の名簿登録料等を納付しなければならない。

(1) 名簿登録料 1万円/年  
ただし、年度途中で名簿登録をした者については別紙のとおりとする。

(2) ぱあとなあ会費 受任1件につき2千円/年

2 本会は、前項の名簿登録料等を下記の費用に充てる。

(1) ぱあとなあ富山の運営費

(2) 日本社会福祉士会の「都道府県社会福祉士会負担金」及び「名簿登録徴収事務委託費」

(3) ぱあとなあ保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(名簿の管理と活用)

第13条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本会の権利擁護に関する事業の目的遂行のため、次の各号に掲げる組織へぱあとなあ名簿を提出するものとする。

(1) 管轄する家庭裁判所

(2) 日本社会福祉士会

(候補者の推薦)

第14条 家庭裁判所および他団体等から後見人等の推薦依頼があった場合は、別に定める推薦ガイドラインに基づき、推薦者を定めるものとする。

(改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

この規程は、2014年7月24日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2022年9月1日から施行する。

(参考資料 2)

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
推薦ガイドライン

(目的)

第1条 この推薦ガイドラインは、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）権利擁護センターぱあとなあ富山（以下「ぱあとなあ富山」という。）名簿登録規程 第14条に基づき、成年後見人等を推薦する際のガイドラインとして必要な事項を定めることを目的とする。

(運営)

第2条 成年後見人等の受任者調整及び推薦は、本会ぱあとなあ富山運営委員会が行うものとする。

(候補者の推薦)

第3条 成年後見人等の推薦を行うにあたり、本会ぱあとなあ富山は次の事項を考慮し、候補者を選考する。

- (1) 名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事していること
- (2) ぱあとなあ富山が主催する研修会や定例会等の参加状況
- (3) 本人や依頼者の意向、候補者の活動地域
- (4) 経験者が適任である困難ケースなどを除き、原則として未受任者を優先する。
- (5) 受任事件の有無、件数及びその推移（原則として未受任者を優先する）

2 成年後見人等を推薦するにあたり、次の事項に該当する者は原則、推薦しないこととする。

- (1) 「社会福祉士の倫理綱領」及びこれに基づく「社会福祉士の行動規範」を遵守できていない恐れがある場合
- (2) 正当な理由なく本会の指導・助言に応じない場合
- (3) 活動報告の提出状況や活動内容が不適切な場合
- (4) 本人および関係機関等から苦情等が寄せられるなど、適正な支援活動ができていない恐れがある場合
- (5) 受任後に、本人と利益相反の起こりうる可能性、および利益誘導が疑われる場合

(記録)

第4条 受任者調整における記録は、非公開とする。

(改廃)

第5条 この推薦ガイドラインを改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この推薦ガイドラインは、2022年9月1日から施行する。

(参考資料 3)

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
業務監査委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）「権利擁護センターぱあとなあ富山」（以下「ぱあとなあ富山」という。）運営規程第7条に基づき、業務監査委員会の設置及び運営について必要な事項を定め、本会が設置するぱあとなあ富山の業務の適正化を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 業務監査委員会には2名以上5名以下の業務監査委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は本会の会長（以下「本会会長」という。）が選任する。

3 委員の2分の1以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、当事者団体等で構成する第三者委員とする。

(委員長)

第3条 委員長は委員の互選とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、1回の再任を認める。

2 補欠又は増員のため選任された委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 業務監査委員会に関する庶務は、本会ぱあとなあ富山事務局で行う。

(業務)

第6条 業務監査委員会は、以下の各号の業務を行う。

(1) 本会ぱあとなあ富山名簿登録規程第11条第2項に関する業務を実施する

(2) 本会会長又は委員の求めに応じ随時の監査を実施する

(3) 本会会長へ監査結果を報告する

(4) 必要に応じて本会総会で監査結果を報告する

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会理事会において別に定める。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2014年1月26日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2022年12月1日から施行する。

(参考資料 4)

一般社団法人富山県社会福祉士会苦情解決に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下、「本会」という）の会員もしくは会員以外からの苦情に対して、適切に解決を図ることを目的とする。

(対象とする苦情)

第2条 この規程で対象とする苦情は、本会の運営ならびに本会定款第4条に基づき実施する事業に関するものとする。

2 但し、以下に掲げるものについては、別に定められた規則または規程を優先する。

- (1) 事業個別に苦情解決規程または苦情対応規程を定めているものについては、当該規程に基づき対応する。
- (2) 本会のおこなう事業での会員個人に対する苦情は、「社団法人日本社会福祉士会正会員に関する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規則」に基づき対応する。

(苦情解決責任者)

第3条 本会に、苦情解決責任者を置き、担当理事（事務局長）がその任に当たる。

(苦情受付窓口)

第4条 本会に、苦情受付窓口を設置し、苦情受付担当者を配置する。

2 苦情受付窓口は、本会事務局とする。

(苦情解決委員会)

第5条 本会に、苦情への適切な解決を図るため「苦情解決委員会」を設置する。

- 2 「苦情解決委員会」は、正副会長及び担当理事（事務局長）及び若干名の第三者委員により構成される。
- 3 「苦情解決委員会」の委員長は、本会会長が務める。
- 4 「苦情解決委員会」の運営に関する細目は、別に定める。

(苦情の受付)

第6条 苦情受付担当者は、苦情の申し立てを受けた年月日、苦情申立者、苦情の内容、回答の可否を「苦情受付票」（第1号様式）に記録する。

2 苦情受付担当者は、問い合わせや軽易な事項については直接窓口で対応する。

(苦情の報告)

第7条 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者に報告する。

(苦情への対応)

第8条 苦情解決責任者は、苦情のうち回答を必要とするものについては、苦情内容の事実関係を確認するとともに、速やかに「苦情解決委員会」を開催し、苦情への対応を協議する。

2 第2条第2項第2号に該当する場合は、社団法人日本社会福祉士会からの決定通知を受けたのち「社団法人日本社会福祉士会懲戒基準規則」に準じて本会理事会で決定する。

(苦情への回答)

- 第9条 苦情解決責任者は、「苦情解決委員会」の協議をもとに、苦情申立者に対して原則として1ヶ月以内に「苦情受付通知書」(第2号様式)で回答するものとする。
- 2 ただし、回答が1ヶ月を超える見込みのある場合は、予め苦情申立者に遅延の理由と回答時期について説明し、了解を求めるものとする。
- 3 第2条第2項第2号に該当する場合は、「社団法人日本社会福祉士会正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規程」に基づき、申立人および被申立人に通知する。
- 4 最終的に終結した場合は、原則として「承諾書」(第3号様式)を申立人より受けることとする。

(理事会への報告)

- 第10条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、受け付けた苦情及び対応の結果について直近の理事会に報告するものとする。

(改廃)

- 第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- この規程は、2014年8月24日より施行する。  
この規程は、2022年12月1日より施行する。

(参考資料 5)

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
運営委員会の組織運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）「権利擁護センターぱあとなあ富山」（以下「ぱあとなあ富山」という。）の事業を円滑に実施するために本会ぱあとなあ富山運営規程第4条第2項に定めるぱあとなあ富山運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会の組織)

第2条 運営委員会は、運営委員長1名、運営委員3名以上をもって組織する。

(委員長)

第3条 運営委員長は、運営委員会を代表し、会議を主催する。

2 運営委員長は運営委員の互選により定める。

(任期)

第4条 運営委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、運営委員長は連続して3期を超えて継続できないものとする。

2 補欠により就任した運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、必要に応じ運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 運営委員会は、必要があると認められたときは、運営委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない者はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

5 運営委員会の決議は、決議に加わることができる運営委員の2分の1以上に当たる多数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

6 運営委員会の決議について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議決に加わることができないものとする。

7 運営委員会終了後、その内容を本会理事会に報告するものとする。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2019年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 施行日以後、最初に指名される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2019年3月31日までとする。

附 則

この規程は、2022年12月1日から施行する。

(参考資料 6)

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第5項に基づき、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、権利擁護に関する事業（以下「本事業」という。）を実施することを目的として必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者をいう。

2 この規程において「成年後見監督人等」とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人をいう。

(センターの設置と名称)

第3条 本会は、本事業を実施するため「権利擁護センターぱあとなあ富山」（以下「ぱあとなあ富山」という。）を設置する。

(組織・運営)

第4条 ぱあとなあ富山に権利擁護センター長を置く。権利擁護センター長は本会会長とし、本事業の運営を統括する。

2 本事業を運営するため、権利擁護センター長の下に ぱあとなあ富山運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員はセンター長が指名し、運営委員長は運営委員の中から選出する。また、運営委員会に以下の部会を置くことができる。

- (1) 虐待対応部会
- (2) 成年後見部会

(事務局)

第5条 ぱあとなあ富山の事務局は、本会事務所内に置く。

(事業内容)

第6条 ぱあとなあ富山は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人等候補者の養成研修に関する事業
- (4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
- (6) 成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業
- (7) 未成年後見人及び未成年後見監督人の支援に関する事業
- (8) 前各号の業務監査
- (9) その他関連する事業

(業務監査)

第7条 本会は、第6条に定める事業を適正に遂行するため、業務監査委員会を設置する。

2 業務監査委員会の運営については、本会が別の定める「権利擁護センターぱあとなあ富山」業務監査委員会運営規程によるものとする。

(苦情対応)

第8条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

(賠償保険)

第9条 本会は、本事業実施のため、必要に応じて社会福祉士賠償責任保険（Bプラン・法人プラン）に加入するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会理事会において別に定める。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2022年12月1日から施行する。



(参考資料 7)

一般社団法人富山県社会福祉士会 理事会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき、理事会の適切かつ円滑な運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格)

第2条 理事は、本会の正会員の中から社員総会で選任されたものでなければならない。

(総会議決事項)

第3条 会長は次の事項を理事会で諮り、本会の定時社員総会又は臨時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 定款の変更に関する事
- (2) 役員を選任に関する事
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事
- (5) 名誉会員及び名誉会長並びに顧問の推薦に関する事
- (6) その他、理事会が必要と認めた事項に関する事

(会長及び副会長の選任)

第4条 理事は役員を選任した定時社員総会後最初の理事会で会長及び副会長を選出しなければならない。

(理事会の開催)

第5条 理事会は会長が招集し、法令に別段の定めがある場合を除き議長となる。

- 2 理事会は、年4回以上開催しなければならない。
- 3 理事会は、理事の半数以上の出席により成立する。
- 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、書面による持ち回り理事会を開催することができる。

(倫理委員会の設置)

第6条 理事会は、倫理委員会を設置することができる。

(委員会等)

第7条 理事会は、定款第4条に定める事業遂行のため、必要に応じて委員会等を設けることができる。

- 2 委員会等の運営に関し必要な事項については、別に定める。

(改廃)

第8条 この規則を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成21年5月24日から施行する。(平成21年5月17日制定)
2. この規則は、平成21年度役員選出から適用する。

附 則

この規則は、2023年2月9日から施行する。

(参考資料 8)

## 一般社団法人 富山県社会福祉士会 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富山県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする富山県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする富山県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設及び福祉サービスの機能と質の向上並びにこれらの評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第60条第2項の機関として、理事会及び監事を置く。

### 第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、富山県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申し立てられ、又は綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者
- (3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき。
- (5) 社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品

は、これを返還しない。

3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

### 第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員等

(役員を設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、12名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法

第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。
- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
  - 3 役員の選任に関する事項は、規則で定める。
  - 4 監事は、当法人又はその法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
  - 5 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  - 6 他の同種団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 常任理事は、当法人の常務を分担執行する。
  - 5 会長、副会長及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

- 第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 29 条 理事の任期は 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
  - 3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
  - 5 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、その職務をおこなわなければならない。

(解任)

- 第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

- 第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長、副会長及び常任理事の選任並びにこれらの者の解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財



- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名以上が署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第46条 当法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産となる基本財産を定めることができる。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動報告の状況並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第7章 定款の変更、解散

### (定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

### (解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

### (委員会)

第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第55条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第56条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(必要な事項の委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第58条 当法人は、当法人に財産を贈与し若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(附則)

平成21年2月15日

(附則)

平成24年5月26日

(附則)

平成25年6月1日

一般社団法人 富山県社会福祉士会  
〒939-0341 富山県射水市三ヶ579  
TEL/FAX 0766-55-5572  
URL <http://toyama-csw.org/>